

大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
第4回ワーキング会議 議事録

日 時 : 令和5年7月6日(木) 午前10時から正午まで
会 場 : 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室
出席委員 : 三田座長、井上副座長、芦田委員、大野委員、小澤委員、酒井京子委員、
長谷川委員、溝上委員、山内委員

司会(障がい福祉課 和田) <開会、出席者紹介等>

三田座長

- ・ 最初に前回ワーキング会議の議論を踏まえて修正点について、事務局から説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<第2部第3章・第4章の修正点(資料1・2) 説明>

- ・ 資料1をご覧ください。第3章「地域生活への移行のため」について、修正点等を中心にご説明をさせていただきます。
- ・ まず1ページの「現状と課題」の部分の追記についてです。前回、地域移行の課題につきまちは人権問題であることを、大阪市としてしっかりと認識した上で、計画的に取り組を進めていく必要があるとのご意見をいただいております。
- ・ 計画の現行案では、1ページの中頃に、本市の地域移行に向けての考え方としまして、本人の意に反して長期にわたり福祉施設での生活を余儀なくされることは人権侵害であるとの認識にたつて、地域移行の取組を推進していくとの方向性をお示ししているところですが、ワーキングでのご意見等を踏まえまして、その下、色付けしているところですが、地域移行の推進にあたっては、入所施設や関係機関と連携して具体的な取組を進めていくこと、さらに市外の施設へ入所されている方への対応を検討する必要があることについて追記させていただいております。
- ・ 続きまして、8ページの施策の方向性、(1)施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけの「イ 家族への支援」の部分でございます。
- ・ 当初案では、取組内容が一つだけとなっております。前回ワーキングでは、地域移行の取組には家族の理解も重要であり、家族が前向きに地域移行をとらえることができるような工夫を、とのご意見をいただいております。
- ・ 修正案といたしましては、2つ記載させていただいております。1つ目に、家族の不安やこれまでの負担感に配慮し、入所施設や相談支援事業所などの関係機関が役割分担を行いながら、家族の気持ちにも寄り添った支援を行う仕組みづくりに取り組むこと、2つ目に、地域の社会資源や福祉サービスなどの最新の情報や、すでに自立生活をしている方の様子を伝えるなど、地域生活の具体的なイメージづくりに努めることを記載さ

せていただきました。

- ・ 続きまして、9 ページの（２）地域生活への移行を支援する仕組みづくりの「ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化」について、「入所施設と相談支援事業者が」の次に、前回案では、地域移行を希望する人のニーズ、としていた部分の表現を、入所者のニーズに変更させていただいております。
- ・ これは、地域移行については、ご本人が希望された場合に進めるというのではなく、ご本人の意向を形成していくことが重要であるとのことご指摘をいただいたことによる修正となっております。
- ・ 続きまして、11 ページの（３）地域で暮らすための受け皿づくりの「ア 地域での受け皿の確保」の部分について、3 つ目の記載事項を新たに追加させていただいております。内容としましては、地域生活支援拠点等の充実などを通じて、相談支援事業所をはじめ、地域の関係機関が連携して面的に支援する体制づくりを進めます、としております。
- ・ この追加は、前回のワーキングにおきまして、地域移行に取り組んでいる相談支援事業者の数が少ない中、具体的な取組内容が見えないとのことご指摘をいただいたことを踏まえまして、現在、大阪市において進めている地域生活支援拠点等の充実に向けた取組につきましても地域移行を進めていく上での重要な地域の受け皿のひとつであり、相談支援事業者による支援と連携していくことによりまして、市全体の取組の底上げを図りたいという考えのもと、また、これまで記載できていなかった部分でもありますので、今回新たに追加させていただいたものです。
- ・ 続きまして、14 ページの「２ 入院中の精神障がいのある人の地域移行」の現状と課題について、冒頭部分は、当初案でも、過去の事件等に触れさせていただいておりますが、直近にも精神科病院での虐待等があることや、国連の総括所見について触れることにより、虐待の防止や精神障がいのある人の権利擁護の推進について、改めて記載させていただいたかたちです。
- ・ 続きまして、17 ページの施策の方向性の（１）精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけの「ア 精神科病院入院者への支援」についてです。3 つ目の記載事項につきまして、退院支援や地域移行の取組を行う関係部署という表現がわかりにくいとのことご指摘をいただきましたので、関係機関としまして、病院の退院後生活環境相談員、障がい福祉サービス事業所、区保健福祉センター等と、具体的な関係部署を追記させていただいております。
- ・ また、同ページの下部ですが、これも前回ワーキングでのご指摘を受けまして、精神保健福祉法の改正により新たに創設された入院者訪問支援事業に関する記載を追加させていただき、病院外の者との面会交流の機会を確保し、対象者の支援を行うこと、並びに事業の周知について記載をさせていただいております。
- ・ 続きまして、20 ページの（３）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の枠組み部分の表現につきまして、いわゆる「にも包括」にかかる国の表現に合わせる形で、精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが、という表現を冒頭に追加させていただいております。これも前回ワーキングでいただきましたご指摘に基づくものでござい

ます。

- 資料1の第3章につきましては以上となります。
- 続きまして、資料2の第4章の修正点の説明に移らせていただきます。6ページの保育・教育の項目の（2）義務教育段階における教育の充実の「ア 共に学び共に育ち合う多様な教育の展開」の1つ目の記載事項ですが、特別支援学校に就学した場合の、地域の学校との関係が断たれないような取組として、具体的な取組を記載できないかとのことご指摘をいただいたことを受けまして、居住地校交流について追加をさせていただいております。
- また、前回のワーキングで、エルムおおさかで作成しておりますサポートブックについて、ライフステージに応じた一貫した支援を行うために作成しているものであり、これも計画に盛り込んではどうかとのことご提案をいただいております。
- この点について追加する部分を検討させていただいたところ、第2章の生活支援の項目の中に、ライフステージに応じて保健や医療、福祉、教育など、様々な関係機関が連携して支援を行うことの重要性について記載している部分がございますので、サポートブックにつきましても、その流れの中に追加するほうが適当ではないかという判断をいたしましたので、こちらの第4章ではなく第2章に記載をさせていただいております。
- 今回は資料の関係上、口頭でのご報告にとどめさせていただきますが、詳細につきましては、この支援計画の全体を通してご確認いただきます、8月末の第6回ワーキングで再度お示しさせていただく予定ですので、ご了承いただきますようお願いいたします。
- 次に17ページの就業に関する記載部分の「ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ」の部分でございます。一つめの職員採用につきまして、市長部局においてと、市長部局のみに限定した記載となっていることへのご指摘をいただいております、他の部署も含めて、市長部局等とする方がよいのではないか、また、教育委員会については、全国的にも雇用率が低調であるので、積極的に取り組んでいくことも盛り込めればなお良いのではといったご指摘をいただいております。
- この点につきまして、本市におきましては、市長部局のほか、市会や建設、水道などの部局で法定雇用率を上回る実績となっておりますので、当該記載事項を市長部局等にできないかということで、担当部局と調整をさせていただきましたが、「等」を入れることによりまして、法定雇用率を満たしていない教育委員会との区別ができない表現になってしまい、不正確な内容となることから難しいという結論になりました。
- そのため、計画文案につきましては、このままとさせていただきたいと考えておりますが、この一つ目の記載事項の後半に、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進、と記載をさせていただいております、この部分のつきましては、当然教育委員会の事務職員についても含まれておりますし、引き続き大阪市としては、取組を進めていくということで取組内容を記載させていただいているとご理解いただければと考えております。
- 委員の方からは、東京などでは、例えば教育委員会において、障がいのある人の一般就労の場として、集合型のサポートオフィス（通称パレット）を設置しているといった他

の自治体の障がい者雇用の取組の情報もいただいております、本市といたしましては、そういった情報共有を、教育委員会をはじめ庁内の関係部署と行っていくことにより、引き続きの雇用促進に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ・ 前回ワーキングでご議論いただきました第3章、第4章につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

三田座長

- ・ 今のご説明に関してご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大野委員

- ・ 障がい者計画という全体の作りですが、大きな組織として、どのように事業を実施していくのか、そのシステム、仕組みがわかるような文章にしていただけたらもっとよかったです。私たち家族も当事者も含めて、どういう支援を受けられるのかという流れが非常にわかりづらいです。
- ・ 総論ということかもしれませんが、こういう「ですます調」の散文的な文章で書かれると、読み手によって、どうしても受け取れる、書き手もいろいろな表現の幅を持たせてしまうので、市が行う事業を客観的にとらえづらいなと思います。
- ・ 第2部第3章の18ページの「イ 家族への働きかけ・支援」というところですが、精神科病院に長期入院していた人が退院した時の家族と本人との関係性というものをどう捉えているのか。退院してからもずっと家族が心配事を抱えて、保健センター、或いはいろいろなところに相談に行かなければいけないという状況で書いておられるのかなと思います。
- ・ 本人が相談を持って行く場所について、退院後の支援に関する記載の中にはありません。退院するためにピアサポーターが動かれたり、こころの健康センターが動かれたりということは書かれていますが、肝心なのは退院後の問題です。その表現がない。退院後も本人はいろいろな福祉サービス受けると思うのですが、日々の悩みをどこへ持っていくのかを表現していただきたいです。保健センターが受けるのか、訪問看護を通じて行うのか。
- ・ 訪問看護とホームヘルパーだけでは不十分で、日夜抱えている問題はどこに持っていけばよいのかということについて、大阪市はどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。退院してからも家族が家族教室に行って相談するということになる、これは大変なことなので。

三浦障がい福祉課長

- ・ 担当部局からの答えの前に、前段のところのご説明をさせていただきたいと思います。
- ・ 計画において一体的な仕組を表現できていないのではないかとというご指摘をいただいた部分ですが、その辺りにつきましては、文章表現や計画の構成をどうするのかという

あたりで、この間、苦肉の策でやってきたところかなと思っております。

- ・ 6章に分けたそれぞれの課題について、全体的な方向性を示した後に具体的な取組として事業を個別に挙げることにより、個別の取組を通じて全体に繋げていくというかたちで構成をさせていただいていたところでした。わかりにくい表現になっていることにつきましては、引き続き工夫をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大野委員

- ・ ここまで来て、このようなお願いをするとなると、全体的な作りを誰がどう改めるかという身も蓋もないことになるのですが、家族会としても、これを読みなさいと言われた時に、非常に理解の幅にぶれが出てきますし、こういう散文的な表現ではとても大変だということだけはおわかりいただいて、改めていただけるようでしたら、もう少し事業の具体的な流れも含めたシステム図も入れたような、包括的なものにしていただいた方がわかりやすいということだけ申し上げておきます。

三浦障がい福祉課長

- ・ ありがとうございます。ご意見として頂戴いたしまして次回以降の参考とさせていただきます。

三田座長

- ・ この散文的なものを作ってきたのは、私たちなんです。積み重ねで、変更して調査をして、またそれを反映させてということをしてきていますので、大阪市の誰かが、ぱっと作ったわけではなくて、その中で、前回までも修正をいろいろ言わせていただいてという感じです。
- ・ ここは施策の方向性ですので、サービスのメニューを入れるのは少し違うのですが、読み手が読みにくい、というのはわかります。
- ・ 私が答える話ではないのですが、20 ページに地域での受け皿の確保などが一応書いてあって、これぐらいしかないということが精神の方にとってよくわかるというところで、本当はメニューを書きたいけれど、実態としてあまりないという課題についてどこかで論じる、ということは意味があるのかなと思います。私の個人的な意見ですが。

大野委員

- ・ 私たちが書いてきたと仰りますが、実際は書き手になった方との意見交換で完成してきたということだと思います。

井上委員

- ・ どういう立場でここに参加しておられるのか、ということだと思います。
- ・ この計画は市が作る計画です。それに向けて、当事者の方々も一緒に考えて一緒に作っていきましょうという形で進めてきています。ただ、構成については、計画はこういう

ものなので、最初にこういう形で、今回はこういう章立てで作っていきますよということを提起されて、それを受けて我々も一緒に議論しています。

- ・ 根本的なところに対してのご意見かなとは思いますが、私たち座長も含めて、進め方に問題があるのであれば、それはそれとして。とりあえずは、そういう計画の中で進めているということで議論に参加していただいた方がいいと思います。

大野委員

- ・ 私は計画策定側であると同時に、ある意味ユーザーで、家族は当事者的な立場であって、この全体の作りについて今頃言うのは後出しだとわかっていますが、何回読んでも非常に難しい、幅のある表現であるなど。
- ・ この段階で感想を言わせていただいて、ユーザーであり策定側であるという立場の人間もこういうことを言っていたということでお受けとめいただければ結構です。私も責任を持って、提案者側でもあるということも、もう一度心に留めさせていただきます。

山内委員

- ・ それに関連して提案です。大野さんの仰ることはよくわかります。この文章は作らなければいけないものなので作るのですが、例えば別冊なり別紙として、これだけウェブサイトが発展していますので、その部分の大阪市の施策が記載して、そこをクリックすると、その内容にリンクする仕組みを作っていっていただければ。
- ・ 私は区政会議の委員をしまして、運営方針が出たときに、その中に事業名があって、予算の表が出ます。エクセルなのですが、クリックすると事業概要が出るようになっていきます。探していけば繋がっていくといったような、福祉あらましとは別に、そんなことも考えていただいたら。
- ・ 例えば、地域生活支援拠点と言ってもなかなかわからないので、大阪市の担当職員に聞いて教えてもらったのですが、この中に全部書くのは難しくても、そこからリンクして探していけるような工夫していただけたらと思います。ご検討いただけるとありがたいです。

芦田委員

- ・ 山内委員が仰ったのはポータルサイトみたいなものですね。
- ・ 資料1の20ページの(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、枠囲みの中に、主語を入れていただいたのですが、6月23日に開催された社会保障審議会の第7回障害者部会の、精神保健福祉法の相談支援についての省令事項の資料に、改正後の条文が出ていますので、書きぶりがこれでいいのかを確認していただきたいです。

三田座長

- ・ 資料1、資料2のいくつかのページで西暦の記載がないのが気になりますので、トータ

ルで確認をお願いします。

- ・ いろいろ意見が出ましたので、意見ということでご参考に。
- ・ では、議題１の、次期計画「第２部第５章 住みよい環境づくりのために」について、事務局からご説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<第２部第５章（資料３） 説明>

三田座長

- ・ 事務局からのご説明に関して、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

芦田委員

- ・ １点目は、８ページの（３）暮らしの場の確保の「ア 市営住宅の改善等」について、ここはバリアフリーについて書かれたところですが、段差解消とか、いわゆる身体に障がいのある方へのバリアの改善ということだと思います。
- ・ ９ページでも車椅子利用者の住宅について、身体障がいのある方へのバリアフリーや配慮のことが書かれていますが、以前の市営住宅での平野の自死事件など、なかなか目に見えない障がいのある方への理解が難しい中で、役員の当番が回ってくるなど、とてもしんどい思いをされている方もいます。
- ・ 見た目にはわかりにくい障がいのある方もいらっしゃるということや、そのためには地域住民の理解が必要だという、知的、発達、精神障がいのあるの方の文言も入っていればいいなと思いました。
- ・ ２点目は、１２ページの中段部分と１６ページの「イ 災害時・緊急時の対応策の充実」に「個別避難計画」を追加してくださっていますが、地域では全く進んでいない状況です。だから入れていただいたのだとは思いますが。
- ・ 取り組む必要があることや、作成を通して状況や支援内容を日常的に把握することを、ここに書いていただくのも非常に重要なのですが、そのためにどうしていくのかというところが全く見えない中で、停滞している状況が地域にあります。どのように取り組む必要があるのか、進んでいないことをもう少し具体的に書いてもらえないのかなと思いました。
- ・ ３点目は、２ページに交通に関することがいろいろと記載されていますが、２０２５年の万博に向けてのバリアフリー化を、大阪府と一緒に進めているところだと思いますので、どのような取組がされているかについて、少しでも入れていただければと思います。大きな取組をされていると思いますので。

三浦障がい福祉課長

- ・ まず、市営住宅に関する身体障がいのある方以外の地域住民の理解促進という点でご指摘いただいた部分についてですが、第５章の市営住宅の項目において、理解促進の記載

をどうするかということは検討させていただきました。

- ・ 章立ての考え方をどうするかということになるかと思っております。第5章は主にハード面の整備に記載内容を集中させていただければと思っております。先ほどご指摘いただきました市営住宅の住民の理解促進につきましては、第2回のワーキングでご議論いただきました第1章の啓発・理解促進の部分で、障がいの差別や理解不足による住民同士のトラブルも踏まえた対応について、引き続き住宅部局とも連携をしながら周知啓発していくことを記載させていただいたと思っております。事務局の案としましては、ソフト面の理解促進については第1章で、ハード面については第5章で記載してはどうかと思っております。
- ・ このあたりは、第6回ワーキングにおいて全体を見渡していただいて、バランスを含めて確認をいただき、ご意見いただくこともお願いできればと思っております。
- ・ 万博に関する記載につきましては、ご指摘いただきましたように、様々な会議等において検討が進められているところですので、どういった記載が可能かも含めまして、調整の上、検討させていただきたいと思います。

鈴木減災対策担当課長

- ・ 個別避難計画につきまして少し現状をご説明させていただきます。
- ・ 3年度の法改正以降、令和4年度当初から各区役所におきまして一生懸命取組を進めていただいております。まずは地域の方のご理解をいただくことから始めておりますので、進みが遅いかもかもしれませんが、今丁寧に取組を進めているところでございますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。
- ・ こちらの記載に関しましては、また福祉局とも相談いたしまして検討して参りたいと思います。

長谷川委員

- ・ 私も芦野委員の意見と同じで、個別避難計画については、区によってすごく進捗状況が違いますし、当事者や家族に、作成をしているのかどうかすら伝わってこない現状があります。
- ・ 丁寧に取り組んでいると言われても、本当に作られているのか不安に感じるところなので、何かしら情報発信をしてもらえないのかなと思います。
- ・ また、ここに書いてあることは、個別避難計画を前提とした対応だと思いますが、まず個別支援計画を作ってもらわないと、「作成を通じて」や「作らなければいけません」という段階で、本人への支援が果たして機能するのかという疑問があります。
- ・ 私たち親の間でも、家にアンケートが送られてきた区もあれば、何も送られてきていない区もあります。大阪市において、これだけ状況が違うのに、総合的にこのようにしますと謳っても、これに各区がついてこれるのかという不安があります。この個別避難計画については、丁寧に、ということはわかるのですが、段階的に進めている実際の取組について情報発信をしてほしいと常々思っております。

大野委員

- ・ この個別避難計画について、私の住んでいる区では全く何も伝わってきておりません。
- ・ 福祉避難所に関して、個別避難計画を作られるということは、総合避難所にまず一旦行って、そこで、どこへ避難したらよいのかを聞くという方法を改められたということですか。
- ・ 災害が起こったら、いわゆる総合避難所に家族ごと行きなさい、そこで、次に行くところを振り分けますといったことを個別避難計画とおっしゃっているわけではないと思いますが。
- ・ 障がい者も総合避難所に一旦行って、また別個のところへ行けという指示をされるというのはたまらない、ということで、総合避難所にもどこにも行けないから、家にしようというのが家族会の意向です。

鈴木減災対策担当課長

- ・ 福祉避難所に関しましては、大阪市としては二次避難所という考え方をしております。
- ・ 総合避難所に行っていただいて、そこで過ごさずに福祉避難所に行っていただいた方が良い方について行っていただくという、二次避難所という考え方をしております。
- ・ 個別避難計画と申しますのは、お家にいらっしゃってどこにも避難することが難しい方に対して、避難の支援をしてくださる方と一緒に、どこに避難したらいいのかということも含めて、相談しながら作るというものでございまして、福祉避難所に必ず行くとか、そういうことが決まっているものではありません。避難先も含めて相談して作り上げるというものでございます。

大野委員

- ・ 今、二次避難所という表現されましたが、障がい者の避難は一番優先ではなくて二次的なんですか、そういう位置付けですか。

鈴木減災対策担当課長

- ・ そういうことではなく、「避難所」の位置付けがそういう位置付けになっているということです。
- ・ 避難される方によって、どこに避難されるかを考えるのはまた別の話でして、福祉避難所にいきなり避難するのではなくて、一旦総合避難所に避難していただくという仕組みになっているということです。

大野委員

- ・ なぜダイレクトに福祉避難所に行くことを含めた案内をできないのか、なぜ総合避難所に一旦行かなくてはいけないのかを教えてください。

鈴木減災対策担当課長

- ・ 福祉避難所といいますのは、施設の協力が必要ですので、まずは受け入れの準備をしていただかないといけません。
- ・ 大きな災害が起こった時に、安全の確認であるとか、本当に受け入れる場所があるのかといったことを、まずは施設の方に確認をしていただいた上で受け入れることができるようになってから、受け入れが始まりますので、そういうことになっております。

大野委員

- ・ 受け入れが可能かどうかを、災害が起こってから確認するのですか。いつでも受け入れられるという状態で受け入れていただかないと、障がいがあってハンディの多い中で、総合避難所に行け、そこからどこに行けという段取りを経なくてはいけないのか。避難がしやすいように配慮してこそ福祉避難所ではないのですか。面倒のかかる余計なものという順序になっているようにしか受け取れません。

三田座長

- ・ 自分でも選びたいとか色々ある、そういう個別性も含めて避難計画を作るということなのではないかな、という感じなんです。
- ・ 個別避難計画について、委員の方にとって、これだけ遠い世界のように感じていることや、区のばらつきなのか、そういったことは把握されているということでもよろしいですか。

鈴木減災対策担当課長

- ・ 区によってばらつきがあることは把握しております。

三田座長

- ・ それをならしていただきたい。

井上委員

- ・ 今回改めてこの計画を作るということは、今のうちに区のばらつきがあるとか、その原因は何で、具体的にこうしますといった表現にしないと、PDCAサイクルにならないじゃないですか。
- ・ 区によってばらつきがある理由は理解されているのか。担当が悪くということなのか。

鈴木減災対策担当課長

- ・ 担当者の問題ではないのですが、やはり地域の方のご理解等も必要ですし、地域によってハザードの状況が全く違います。優先度の高い方から作っていくということになっておりますので、その「優先度の高い方」というのをどうするかというのも、区においてそれぞれ判断されているところですので、そういうところで進み具合が多少変わってく

るかと思います。

井上委員

- ・ 当事者の人達は、個別避難計画が何なのかということすら知らない状況です。だから手挙げと言ってもなかなか難しいということで、紐づけ方式でやろうかということで進めていると思うのですが。
- ・ この計画を進めていくために、どこに手を入れたらいいと思っているのか。計画に、このようなばらつきがあるとか、このように理解を進めていくとか、例えば、選択のところに課題があるため調整しながら具体的に進めていく、といったことを表現しないといけないと思います。

小澤委員

- ・ たくさん書いてくださっていますが、これだけ見ても現実感が全然ありません。
- ・ もちろん何でも急に完璧なものができるなんてことはないと思いますが、こうしたい、このようにしたらよいだろうといったことを、いろいろ書いてくれているけれど、それでも現実感が全然わいてこない。
- ・ 先ほどの方は、区によって違うとおっしゃったけれど、各区のそれぞれのところに責任を持たせるのではなくて、市がしっかりしなくては駄目だと思います。もちろん府にも言えることなのですが。
- ・ 住民としては、震災とか大きな災害が起こったときに、何の安心も感じません。障がいのある人はもっと感じないんですよ。皆さんの家族や親戚、知人の中には障がいのある方もいらっしゃると思いますので、どのように生活して、どのように日々暮らしているかを考えたら、大阪市の中で、これは区が考えて、そこの立場があつてといったようなことを言っている場合ではないんです。
- ・ 私たちは、このようにして欲しいなどと意見を出しますが、それがいいことだ、正しいことだと思ったら、もっと具体的に取り組んでほしい。これだけ文章を書いてもらっても、具体的なものがなければ、せっかくこのように集まっても、何度来ても、夢は持てない。何かひとつでも夢の持てるような、よかったと思えることをやってほしいと思います。

三田座長

- ・ 防災の部分は、毎回いろんな意見が出て、すっきりしたためしがありません。
- ・ 例えば 16 ページには、「大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが必要であるため、個人情報の保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や個別避難計画の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します」と、はっきり書いていただいているのですが、この個別避難計画はどこで作られているのでしょうか。すごく言葉が悪いですが、詐欺みたいですよね。見たことも聞いたこともないのに、ここに書かれている。このギャップを埋めて欲しい。

- ・ そのためにどうしたらいいのか、この人たちは多分みんな、協力してほしいと言ったらいろいろ協力できる人たちなので。
- ・ なぜ進まないのか、住んだ地域によって助かる命と助からない命があつていいのかという話です。きつい言い方で大変申し訳ありませんが。
- ・ ここには、進んでいる区に住んでいる人はいらっしやらないようですので、これが現実だということ。進んでいませんとは書けないですから、どう意見を入れるかは事務局にお任せしますが、ばらつきがないように急ピッチで進めていくという思いと、そのために何が必要なのかということが少しでも入ると、希望が持てますよね。

酒井委員

- ・ なかなか緊急時の対応というのは難しいものだと思いますが、例えば、城東区の自立支援協議会では避難所の宿泊体験のようなことをしました。避難所になかなか適用できない人がいるということで、事前に避難所の体験をしておこうと、体育館に1泊2日で泊まり込んだりしました。此花区も何か取組をしておられました。あまり詳しくは把握していませんが。
- ・ 町内会レベルになるのか、より身近な地域において具体的な活動を日頃からしておく必要があるのかなと思っています。
- ・ 今回は、障がいという括りではなく、大阪市全体の防災計画の中の位置付けとして書かれていますが、障がいのある人たちが非常時にどうするかというところは、自立支援協議会など、より地域に密着した形で、何か具体的に考えておく必要があるのかなと思います。協議会の中に防災部会のようなものがある区もありますし、そういう切り口でも、何か具体的な取組を考えられたらいいのかなと思います。

山内委員

- ・ 防災は悩ましい。私も地域活動協議会で活動をしていますので、区長がとにかく避難支援計画をどこかで作ってほしいと叫んでいるくらいなかなか進まないし、すべて地域の方にかかってくるので、そこをフォローするために協議会やいろいろな介護事業所が関わっていかないといけないと思います。
- ・ 交通バリアフリーの関係ですが、2ページのところで、ワンルート確保はなかなか大変ですが、取り組んでいただいているのだなど。私も新大阪のバリアフリー点検に行かせてもらったのですが、地下鉄からJRに行くときは遠回りしないといけない。それは仕方なくて、ぶち抜くわけにもいかないし。そういうことを考えていただいているのは、ありがたいなと思っております。
- ・ 中ほどに「幹線道路の横断が必要となるなど」とありますが、私も一か所知っています。これはまだ結構あつて、何とかかなりそうなのかといったあたりの議論の状況を、何か所程度あつて、どのようなことをされているのかをお聞かせいただきたいのが一点めです。
- ・ 次は7ページ、駅員のいない駅が、どのくらいあるのかということと、地下鉄についてはいろいろとお書きいただいておりますが、シティバスもなかなか悩ましいところがあり

ますので、シティバスでの具体的な取組がありましたら、お話できる範囲でしていただけたらありがたいです。

都市交通局鉄道ネットワーク企画担当 早野代理

- ・ ワンルート確保・幹線道路等のルート確保ということですが、大阪メトロでは、バリアフリールートということで、全駅でワンルートを確保しております。さらに、1ルートだけでは不便な駅もあるということで、例えば、大きな道路を跨いで反対側にも地下鉄出入口がある等の条件を満たすところを抽出して、2ルートめとなる複線化に取り組んでいるところです。
- ・ バスについては、ノンステップバスの導入ということになります。既に、すべての車両において取り組んでいます。

三田座長

- ・ 7ページの「ウ」の駅員のいない駅がどのくらいの割合であるのかという質問についてはどうでしょうか。

都市交通局鉄道ネットワーク企画担当 早野代理

- ・ 大阪メトロの駅では、駅員のいない駅はございません。なお、大阪メトロ以外の鉄道事業者の状況については、都市交通局としましては所管外であることから把握していません。

山内委員

- ・ 転落事故について、可動柵ができて随分防止はされていますが無くなってはいません。駅員を減らしているところもありますので、市内の民間事業者はどのような状況になっているのかを少し聞ければと思いました。特に視覚障がいのある方は、普段は通常どおり行けても、何かのきっかけで方向がわからなくなるということも起こりますので、対策を進めていただければと思います。
- ・ 駅員だけに負担をかける訳にはいかないとは思いますが、方策を考えていただけたらいいかなと思って質問をさせていただきました。

三田座長

- ・ 民間事業者の数は、誰もわからないということでもいいんですか。

小澤委員

- ・ 大阪の地下鉄は本当にだんだん良くなってきて、その点では大阪市が頑張っているのかと思うのですが、辛抱たまらないのは、新今宮駅をよく利用するのですが、エスカレーターもエレベーターもない。障がいのある人が乗り降りするのは大変なことです。端の方に一か所だけエレベーターがあるらしいのですが、見に行くのも腹が立つから見に行

きませんが、新今宮駅では、障がい者の姿はほとんど見ることはありません。

- ・ 駅員にも言いましたが、ここはＪＲだから、と言っていました。民間であっても大阪市内で動いている交通について、大阪市が関係ないということはことないでしょう。こんな細かいことを言うときではないと思うのですが、余りにも差が激しい。全体として目が行き届いていないというか、やっている感のあるところだけはよくできているけれど、そうではないところは行き届いてないなど、交通の話で日々感じてることを言いました。

三田座長

- ・ この間、ベビーカーのお母さんたちが作ったマップを見たら、新今宮は最危険、絶対に乗り換えしてはいけない駅のトップとして君臨していました。危ないし、エレベーターがよくわからないところについている。だから障がい者だけの話ではないんです。

井上委員

- ・ １点めは、グループホームの整備の件ですが、グループホームの追い出し裁判みたいなものが起こっていることについて、行政として、裁判については、どうこうできないとは思いますが、こういう事態が起これないようにしていくために、行政から支援ができないのかということを含めて、グループホームの促進策のところ、この課題について行政的にはどのようなスタンスで臨んでいくのかということに少し触れていただきたい。
- ・ また、第５章「２ 安全・安心」の防災に関して、事業所の業務継続計画について、実際にはどの程度作成されているのか。計画等の作成等が義務づけられましたとあるが、そこでの課題について、どのように思っていて、どんな支援や指導をしていくのかということにも触れていただきたい。
- ・ 計画では、具体的に進めていくために、今の実態がどうなっていて、さらにどういったところを強化していくのかを示す必要があるのではないかと思います。義務づけられました、だけ書いてもあまり意味がない。進捗状況はどうで、さらにこれを進めていくために、ここからどんなふうにしていくのか。コロナの件は、今も事業所は大変な状況になっています。業務継続計画を作っても実効性がないというか、人もそんなに確保できない状況でどうやってやるんだという状況です。５類になったから大丈夫という話でもないし、そういったことに触れていただきたい。
- ・ もう１点、先ほどの民間の交通機関の問題について、障連協では、ＪＲを対象に無人駅の問題で訴訟を起こしたりしています。それに関して、国交省も、駅無人化に関するガイドラインみたいなものを作って、といった意見があるのですが、公的なところがどのように責任を持ってこういった問題に対応していくのかというスタンスだけは示していただきたい。障がい者にとって無人化は絶対反対だから、そのところはどのようにするのか。国交省の動きも含めて、行政の方でも、民間のことは知らないと言う話ではなくて、考えていただきたいと思います。

三浦障がい福祉課長

- 様々なご意見ありがとうございました。大阪市の方でも、乗り降りする乗客の多いエリアについては重点的にバリアフリー化も含めて進めていくという計画に基づいて動いているところもありますし、そういったことも踏まえまして、今日いただきましたご意見につきましては、関連する部署にきっちり伝えて今後の検討に役立てていきたいと思っています。
- 個別避難計画をはじめとする災害の対応につきましては、やはり皆さんの関心の高いところだということを改めて認識させていただきました。先ほど、担当の部署からも話がありましたとおり、個別避難計画の作成につきましては、今大阪市としても丁寧に進めているというような中身になっています。個別避難計画作成にあたりましては、実際災害が起きた時に、まず身近なご近所同士でどういう助け合いをすることができるかといった、住民同士の助け合いの仕組みのところから、災害の対応を考えようというようなことかなと思っております。
- そういった意味でも、区が中心となりまして、地域の助け合いの活動ですとか、地域の顔の見える関係づくりというようなところから、災害時の対応を考えるということ、地道に、地域の見守り活動を行う団体等と話を進めながら、どのように災害時の避難支援に繋げるかという議論を進めながら作っていくという段階かなと思っております。
- こういった住民同士の繋がりづくりということにつきましては、地域福祉基本計画の方におきましても、課題について議論をしながら作成していくということになっております。今は障がい者支援計画の議論が先に進んでいる状況ですが、地域福祉基本計画の議論をこれから進めていく中で、そういった地域住民同士の繋がりづくり、災害の対応ということにも議論が及ぶというふうに考えております。
- 地域福祉基本計画に基づいて、各区においても、各区の計画を作っていかれる形になるということも踏まえまして、障がいの計画に災害の取組をどのように落とし込んでいくかにつきましては、地域福祉基本計画の議論とも連携をさせていただきまして、中身の共有をさせていただきたいと思います。

三田座長

- 資料 1、2 の地域移行については結構踏み込んで書いていただいて、すごくよくなったと思ったのですが、12 ページ、13 ページのあたりは、ほとんど全部「必要があります」で終わっていて、それが、皆さんも私も、もどかしいところです。
- 色々と意見が出ましたので、それをどのように、というのはまたお考えいただければと思います。

酒井委員

- グループホームについてですが、例えば利益率 30% をうたって全国展開しているようなところや、平野区で激増している、株式会社のグループホームは、やはり支援が薄いところが多いですし、福祉施策として生活支援をしているという意識がなく事業運営さ

れているようなところも見受けられますので、グループホームのサービスの質にこだわりたいと思いますし、平野区には、他区、他市、他府県から引っ越してくる人も多いですが、支援の引き継ぎが全くされずに困っている状況もありますので、サービスの質についても、何か記載していただけたらと思います。

- ・ あと、10 ページの民間住宅への入居支援のところに、保証人がいない等の理由により民間の賃貸住宅等への入居が困難な人を対象として必要な支援に取り組むと書いてありますが、どういう支援をされているのかが、困っている人に届いていないので、もう少し具体的に書いていただけたらいいかなと思います。

三浦障がい福祉課長

- ・ 住宅入居の支援に関しましては、大阪市の事業として、基幹相談支援センターで、具体的に個別の事例に対応するような形で、居住支援法人とも連携等をしながら、保証人がいなくても、民間住宅に入居できるように支援をしているところです。
- ・ 周知の方が浸透していないということですので、ご意見を踏まえまして、必要な方にきっちり使っていただけるよう周知を進めていきたいと思います。

大野委員

- ・ 民間住宅への入居がなかなか進まないという状況も踏まえてなんですが、6月27日の朝日新聞に、国土交通省、法務省、厚生労働省の三省による住宅セーフティネット検討会があると、会員から情報がありまして、私も傍聴を申し込みました。
- ・ 今までの住宅施策は物件を探す・紹介するだけにとどまっていて、各自治体で居住支援協議会が必ず設置されているはずですが、居住支援法人が非常に赤字で、ボランティア化していて、実質が進んでいないということもありまして、今回の三省の提案は、三省の連携と、住宅施策を福祉施策とドッキングさせて、入居した後の福祉施策も含めて進めていく画期的なものだということです。検討会は9月まで3回か4回ありますので、積極的に傍聴されて、従来の居住支援協議会があまり機能していないということに関しても、今後ぜひ国の提案に乗っていただきたいなと思います。
- ・ 住宅セーフティネット検討会の存在をご存知でしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 情報ありがとうございます。きっちり意識して取り組んでいきたいと思います。
- ・ 居住支援協議会は大阪府で作られています。大阪市は居住支援協議会としては組織されていませんが、住宅部局と福祉部局で住宅入居支援をどのように進めていくかということの検討会議を定期的開催しながら議論する場は作っておりますので、その中で大阪市の居住支援の取組について引き続き進めていきたいと思います。

大野委員

- ・ もう一点、先ほどの議論で、三田さんが、この計画は私たちが作ったとおっしゃったけ

れども、やっぱりそれは違うと思います。

- ・ 行政側が事業をうつために提案されて、私たちは市民側として意見を言いながら、それを良いものに直すというために参加しますが、これ（計画）は私たちが作ったものではないという線引きは明確にしておいていただきたいと思います。提案者はあくまでも行政であって、私たち市民が作ったものではありません。協力して良いものにするという、市民をここに呼んでいただいているという認識で間違いないと私は思います。行政と一緒に事業を作っていくという考え方は、どうしても納得できない。
- ・ それから、第3章の18ページ、「イ 家族への働きかけ・支援」で、家族教室の充実等に触れられていますが、当事者の相談を持っていく場がどこにあるのか、ということについてお答えをいただいております。
- ・ 長期入院して退院してきた時の家族は70代80代です。そういう家族も、家族教室に行って心配事を相談しないといけなさと位置づけられるのは間違っているのではないかと思います。当事者たちが相談できる場所というのを明確にここに入れておいていただかないと、家族はいつまでたっても家族責任を負わされるので、当事者が意見を持って行く場所を入れてくださいというお願いです。
- ・ 昨日大阪府の差別解消協議会の中で、中央広域相談室に突出して相談が多いのは、精神だと言われたんです。精神の人達は相談を持って行く場所がないんです。

三田座長

- ・ 「家族への働きかけ・支援」というところにそれを入れるということですか。

大野委員

- ・ そうではなく、別立てで。本人の心配事の相談場所を明記しないと、精神の人の相談が突出しているので、間違っているところへ相談を持っていっているのではないかなと思います。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ 18ページには、ご家族への働きかけ・支援という項目を書いておりますが、これは、ご高齢になったご家族がずっとご本人を支え続けなければいけないといった意味合いで書いているわけではなくて、ご家族への支援というのも大事な要素の一つと考えておりますので、ここに書かせてもらっています。
- ・ ご本人が、どういったところで相談できるか、どこにその困りごとを持っていったらいいかという記載については、こことは別に検討させていただきたいと思います。

大野委員

- ・ 精神の持っている歪みは、「家族が社会に甘えるんじゃないよ」、「障がいについては家族が責任を持て」という古い風潮がずっとあって、その歪みに耐えられないことが、現在、滝山病院事件になっているわけで、根底にあるのは、負担に耐えられない家族が病

院に捨ててしまうということ。家族はこういうことをしてはいけませんが、これをさせてしまう社会の構造があると思います。

- ・ 長尾さんは、家族が責任を持てとは書いていないとおっしゃいますが、これは長期入院者が退院してきたときの家族への働きかけでしょ。家族が心配事をかかえて、その悩みの相談に乗りましょうということになっています。

井上委員

- ・ こころの健康センターの説明と大野委員の言っていることは食い違っている話ではないですが、そのように受けとめられかねないような表現になっているところについて、もう少し表現を工夫していただきたいと思います。地域移行を妨げているのは、いつも家族なんだといった言われ方をしていること自身が問題ですので。

三田座長

- ・ では、第6章について、事務局からご説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<第2部第6章（資料4） 説明>

三田座長

- ・ ただいまの事務局からのご説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

溝上委員

- ・ 知的障がいの方については、医療にかかる機会があまりない方が多く、20歳になって障がい年金の請求の際に診断書が必要になり、できれば精神科でということで、受診に困られる方が非常に多いと聞いていますし、知的障がいに理解のある精神科のお医者さんは非常に少ないです。また、小さい頃からのことを聞き取って書かないといけないということから、面倒くさいと言いますか、受け付けていない医療機関もかなりあるというところで、こういった受診機会の確保の課題についても認識していただきたいです。
- ・ 発達障がいについても、大人の相談や大人の受診が非常に増えていると思いますので、早期でもなく中途障がいでもない受診の問題についても少し記載をいただけるとありがたいと思いました。

三浦障がい福祉課長

- ・ 知的障がいのある方の精神科の受診機会の確保といった中身という理解でよろしいでしょうか。

井上委員

- ・ 年金申請をするときに初めてかかるような病院ってあまりない。年金申請の仕組みも含

めての問題なんだろうと思うのですが、実際に困っている実態があるというご意見なので、どのように課題として認識してどこに入れるかを考えてもらったらいいでしょうか。

溝上委員

- そうですね。小さい頃から脳性麻痺があったけれど、受診しておらず手帳も取得していなかったという方が、大人になってから言語障がい判定をしてもらおうと思っても、そういった医療機関が全然ない。脳梗塞などを起こして、大人になってから障がいになった方のリハビリなどはあっても、小さい頃からの場合は、大人になってから診断するような病院はありませんと、相談しても言われます、ということがあったり、なかなか医療の問題、障がいの問題と、診断書がないと受けられない年金というのは、難しい問題だと思っているのですが、現状と課題に何か書いていただけるとありがたいかなと思います。

松岡発達障がい者支援担当課長

- 先ほど溝上委員が、発達障がいも同じでとおっしゃっておられたのですが、今回の章立ての資料には載っていないのですが、第2章の権利擁護・相談支援のところで、適切な支援を行うにあたっては、発達障がいの診断を専門的に行うことができる医療機関の確保が重要だということを、現状と課題に書かせていただいています。
- 当初、発達障がい者支援法ができた際は、専門に診る医療機関が少なかったということで、すごくそこを課題としていたのですが、最近は結構地域でも診れるようになってきておりまして、大阪市では、2年前から市内の発達障がいを専門に診ることができる医療機関の一覧をホームページに公表しておりますので、そういったところもご案内はできるかなと思っております。

溝上委員

- そういったことで進んでいるところはあると思いますが、やはり質の問題で、本当にこの見立てでよいのかというような診断をされたり、IQが低ければ知的障がいでしょうというような、話を聞いて少し違うのではないかなと思うような方もいらっしゃいます。数が増えて、「できます」と手をあげていただくのはいいところですが、もう少し質の向上も図れないかと思ったりしています。
- 精神の診療においてもあるのですが、薬を出すだけで、治療を諦めるというか、薬はこれでいいですか、だけで終わってしまってよいのだろうかという問題についても考えています。

長谷川委員

- 年金に関しましては、育成会も年金学習会というものをしまして、支援学校のPTAから講演依頼がありましたら、仕組みや申請の方法などの主要なことはお伝えするようにしているのですが、そこでも病院のことは話題に出ます。

- ・ 区役所で年金の申請をされる際、医療機関に行っていない場合は、近隣の精神科を紹介してくださるのですが、行ったことがないということで躊躇される方もおられます。精神科の先生によっては、継続した診察はできませんが、年金申請の診断書は書きますというところもあります。
- ・ そこで一番大事なことは、かかりつけ医でない場合、先生はその人の症状を全然知らないで、親の意見書が必要になってきます。親が、小さいときからの育ちや発達段階を詳しく書いて、それを参考に先生が診断書を書くということになっています。お母さんが上手く書けないと、診断書の結果が本人の状態よりも軽く出てしまったりしますし、お母さんがよくわかっていらっしゃる方だと、障がい状態に応じた診断書ができたりします。診断書に本人の状態が適切に反映されるかどうか、親御さんの力によるものであれば差が生じると思いますので、発達障がいを専門に診てくれるところがあるのであれば、一覧表にして年金申請に来られた方にお渡しするといったような手だてではないのでしょうか。
- ・ 年金は申請しなければならないと分かっていますが、仕組みにも少し問題が出てきますし、受給される人も、適切な状況で受給されているのかという問題も出てきていると思います。単に申請するだけでなく、申請するまでの仕組みの勉強はやはり必要ではないかなと思います。

三浦障がい福祉課長

- ・ 年金申請の件ですとか、精神科受診のいろんな実態についていろいろ教えていただいたと思っております。
- ・ 医療機関の質の問題や年金申請のことについては、大阪市として対応することが難しい点でもありまして、計画に具体的に落とし込むことは難しいかなと思っておりますが、そういった実態がご本人やご家族にあるということにつきましては、しっかりと受けとめさせていただいて、必要に応じてそういった実態について、市として伝えていけるタイミングを見つけて伝えていきたいと思いますので、それではよろしくお願いいたします。
- ・ 議論の時間につきまして、もしよろしければ、次回の障がい福祉計画についてのワーキング会議において、今回の部分の議論の時間を少し確保するという形で工夫させていただくということでしょうか。

三田座長

- ・ 意見だけ言ってしまいませんか。

大野委員

- ・ 第6章の12ページの「イ 依存症対策の推進」の依存症センターについて、依存症の治療は現在、旧中宮病院である大阪精神医療センターに、それに特化したところがありますが、依存症の治療は非常に難しいです。

- ・ 依存症センターというのは、医療につなぐためにあるのか、それとも依存症のもとになる問題について何か対策をするのか、このセンターの性格がわからないので、どういう目的でこのセンターを立ち上げるのかといったことを明確に記入していただければと思います。

芦田委員

- ・ 第6章の2ページの下から4行目に、2015年8月から、一般救急病院や救命救急センターにおいて、精神科合併症患者の身体的な治療を終えた患者がスムーズに精神的な治療を受けることができるようなシステムがありますと書かれていますが、このように救急から入っていくというのではなく、地域で生活している精神障がいのある人が、身体的な病気を持たれた時に、一般病院ではなかなか入院を受け入れてくれないということがあります。そこがどのようになっているのかというようなことも書いていただければと思います。
- ・ 第6章の11ページ(4)の「ア 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備」の一つ目のところで、地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター(生活支援型)などとの連携を強化するということなのですが、地域活動支援センター(生活支援型)は大阪市内に9か所しかなく、その9か所が24区を網羅しているということには全然なっていないです。24区に生活支援型のセンターを置くのは無理だという話の中で、やはり精神の基本的な相談や困難事例は、基幹相談支援センターが踏ん張ってくれているのかなと思いますので、ここはきちんと「基幹相談支援センター」も入れていただいていいのではないかと思います。

三田座長

- ・ 次回の初めに、お二人の意見にお答えいただくということでよろしいでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 今回の分を含めて、またご意見について、次回お時間をいただきたいと思います。

三田座長

- ・ 事務局にお返しします。

司会 <事務連絡、閉会>